

共同本人訴訟（Ⅰ） 大阪地裁の不当判決糾弾！

3月30日、大阪地方裁判所は、原告山口さんと車両所の組合員3人の訴えを退ける不当判決を下しました。

この裁判は、山口さんが2014年の年末手当が不当に減額されたことに対して、会社を相手取り、2015年3月10日に大阪地方裁判所に車両所の仲間3人と共に申し立てをしました。

2016年10月17日には、山口さんのボーナスカットに関わったとされる現場管理者7人の証人（勝見元副所長、安井指導科長、北野運転科助役、中嶋運転科助役、坂下指導科助役、新井指導科助役、桜田指導科助役）に対し、山口さん自らが力強く尋問し、真実を追及しました。



(地裁判決報告集会にて)

しかしながら、大阪地裁は、会社管理者のボーナスカットの理由とするところの「注意・指導」の物的証拠がない中、会社の主張を鵜呑みにした極めて不当な判決を下しました。

私たちは、今回の大阪地裁の不当判決に対して怒りをもって糾弾すると同時に、更なる闘いを進めて行きます！